

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 828

2026 January



表紙写真

「新年の願い、チームで一礼」

第40回写真コンクール自由部門佳作
成田 あゆみ(補助者)●埼玉会

新しい一年の始まりに、チーム全員で神社に集まり必勝を祈願。
仲間と心をひとつにし、野球への情熱と努力を誓う姿は、とても清々しく、力強い瞬間です。

- 02 新年の御挨拶
～新しい時代を共に拓きましょう～
日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎
- 03 新年の御挨拶
法務省民事局長 松井 信憲
- 04 愛しき我が会、我が地元(4巡目) Vol.143
新潟会／福岡会
- 07 NexTech Week 2025【秋】視察報告書
～AI・ブロックチェーンが土地家屋調査士業務に与える影響と展望～
- 10 日本の空に、新たな道しるべ
—準天頂衛星「みちびき」5号機が導く測量の未来—
- 13 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテ Map
- 14 GISとAIがつなぐ業務の未来
—第34回地理情報システム学会学術研究発表大会レポート—
- 16 若手土地家屋調査士の「未来」を拓く
12人の若手土地家屋調査士
第4回 「知識を売る仕事」としての覚悟——現場で磨く信頼と挑戦の2年目
- 18 ADR民間紛争解決手続代理関係業務
法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！
- 20 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 22 会務日誌
- 24 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書
- 25 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 26 地名散歩 第167回
一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介
- 28 国民年金基金だより
- 30 大規模災害対策基金状況
- 32 研修管理システム「manaable (マナブル)」の利用登録
- 34 公嘱協会情報 Vol.177
- 36 ちょうさし俳壇 第488回
- 37 編集後記

新年の御挨拶

～新しい時代を共に拓きましょう～

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎



新年、明けましておめでとうございます。

全国の土地家屋調査士会会員の皆様及び日頃から様々な場面において御指導、御鞭撻をいただいております関係各位の皆様におかれましては、心新たに令和8年(2026年)の新年をお迎えのことと存じます。また、旧年中は、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)の活動に対し御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございました。本年も引き続き、どうぞよろしくお願いします。

さて、近年、相続登記の申請義務化や相続土地国庫帰属制度の施行など、国民生活に深く関わる制度が相次いで大きく変革しています。これに伴い、土地家屋調査士を取り巻く環境も、時代の潮流に呼応して急速な変化の渦中にあります。全ての土地家屋調査士会員は、この環境を的確に把握し、引き続き綿密な分析と検討を重ねつつ改革の成果を広く社会全体に還元していくことが求められているところです。

同時に、会員一人一人が土地家屋調査士としての職責を自覚し、制度の歴史的背景と最新情報を共有することにより、「方向性の共有」から更に「行動の共有」へと深化させ、土地家屋調査士制度を国民生活との調和に結び付ける意識こそが、新しい時代を切り拓く推進力になると確信しています。

また、土地家屋調査士が安定した社会基盤を支える専門職として、その使命を果たし続けていくためには、一人一人の会員が適正かつ正確な業務を遂行することに加え、業務の質に基づく付加価値を創出し、変動する経済環境にも的確に対応できる高度な知見と実務能力を備えることが不可欠であるとの認識から、近年、連合会として会員に対し、専門職としての対価を考えていただくよう発信を続けてまいりました。その声は、昨年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」において、低廉入札への警鐘と「良

質なサービスには、ふさわしい価値が存在する。」旨を政府の言葉として社会に発信されるに至りました。今後も、資格者制度の強靭化をも見据え、積極的な情報発信と充実した研鑽機会の提供等を推進してまいります。そして、同じく昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太方針2025)」本文において、「地図づくり」に関する提言が四年連続で記載された事実は、不動産登記制度の礎とも言うべき「法務局備付地図」の重要性と有用性を社会的な不動のインフラとして、政府から発信されたものと自覚しているところです。

さらには、頻発する自然災害に対して、平時から危機管理意識を共有し、自ら備えを怠ることなく、安定した国民生活を提供する職責を全うする資格者組織として確立し、次代を担う世代に持続可能な状態で承継することは、現代を生きる者の責任として、連合会及び全国の土地家屋調査士会そして各会員にとって必然と言えます。

これら災害対応はもとより、国策として推進されるデジタル化をはじめとする社会構造や価値観の変化に機動的かつ柔軟に対応するためには、新たな業務形態の構築と実践が不可欠であるとともに、その過程を通じて、土地家屋調査士という職業の魅力と社会的意義を、より強く、より広く発信し続けることが大切であると認識しているところです。

以上のような動向からも、私たちは、本年も土地家屋調査士制度に対する社会からの期待に応えるべく、この国で生活する誰もが安心して暮らせる社会の構築に寄与し続け、新しい時代を拓くにふさわしい資格者としての存在意義を常に意識するとともに、皆様にとりまして新しい年が、明るく希望に満ちた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

法務省民事局長 松井 信憲



新年、明けましておめでとうございます。全国の土地家屋調査士の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

土地家屋調査士の皆様方におかれましては、長い歴史と伝統を有する土地家屋調査士制度の下で、不動産の表示に関する登記や土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、我が国の不動産に関する権利の明確化及び国民生活の安定・向上に大きく寄与してこられていることに、改めて感謝を申し上げます。

近年、様々な自然災害の発生により、深刻かつ重大な被害が全国各地で頻発しています。災害対策に入力をされ、国民の安全・安心を確保することが極めて重要です。

土地家屋調査士の皆様方は、令和6年能登半島地震の発生後、倒壊建物の滅失登記への対応などの復興支援活動に積極的に取り組まれ、国民に寄り添った活動を展開されており、大変心強く思っています。

また、石川県の一部の地域において、液状化現象に伴う側方流動が発生したことにより、筆界と実際の土地の現況との間にずれが生じ、被災地の復旧・復興の支障となっているとの指摘がされています。このため、国、石川県、被災市町及び専門家等で構成するプロジェクトチームにおいて、関係機関の連携の下、地籍調査事業の加速化を図ること等を内容とする「土地境界再確定加速化プラン」が取りまとめられたところですが、本プランにおいては、地籍調査事業の加速化を図るため、土地家屋調査士等の外部専門家の活用を進めることとされており、土地家屋調査士の筆界に関する専門的な知見及び経験に強い期待が寄せられています。

そこで、法務省では、被災地の更なる復興に向け、

国土交通省との連名により、日本土地家屋調査士会連合会長に「令和6年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題に係る対応への協力について」(令和7年11月6日付け国不地整第333号・法務省民二第1144号)を発出し、協力を依頼しました。被災地の一日も早い復旧・復興を図るため、被災市町における地籍調査事業の実施に当たり、土地家屋調査士の皆様方の御協力をお願ひいたします。

また、所有者不明土地対策の一つでもある法務局地図作成事業については、令和7年4月から新たな10か年計画をスタートしました。この新整備計画では、これまでと同様に大都市の枢要部の整備を加速しつつ、本計画から、防災・減災、災害からの復旧・復興や、まちづくりの促進の観点を踏まえた整備を全国で進めることとしており、その重要性は更に高まっています。令和7年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」(いわゆる「骨太の方針」)の本文に「法務局地図作成事業の促進」が明記されたことは、その証左でもあります。

本事業を推進していくためには、全国の土地家屋調査士の皆様方の御協力が必要不可欠ですので、引き続き、積極的な御協力をお願ひいたします。

土地家屋調査士法では、土地家屋調査士の使命について、「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資すること」と明記されています。土地家屋調査士の皆様方には、その使命を胸に、これまで培ってこられた専門的知識を活かし、引き続き御活躍されますことを期待とともに、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会のますますの発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶といたします。

愛しき我が会、我が地元

4巡目

Vol. 143

新潟会 『ラーメン王国 にいがた、花火王国 にいがた』

新潟県土地家屋調査士会広報部長 志賀 英和

全国会員の皆様こんにちは。皆様は新潟といえば何を思い浮かべますか。

食であれば、お米、日本酒、海鮮料理、観光であれば佐渡島、スキー、温泉あたりでしょうか。

これらは、もちろん新潟を代表するものばかりですが、今回私がご紹介したいのは、『ラーメン』と『花火』です。

○ラーメン王国 にいがた

新潟県には美味しいものがたくさんありますが、その中でも、私の一押しは『新潟五大ラーメン』です。

新潟五大ラーメンとは、『長岡生姜醤油ラーメン』『燕背油ラーメン』『新潟あっさり醤油ラーメン』『新潟濃厚味噌ラーメン』『三条カレーラーメン』のご当地ラーメンのことを差しますが、そのほかにも『上越味噌ラーメン』や『麻婆麺』なども人気があり、行列のできるお店が各地にあります。

新潟のラーメンは、地域ごとのニーズに合わせて進化してきました。例えば、長岡生姜醤油ラーメンは、雪深い長岡の寒さを乗り切るために生まれ、体が温まるよう生姜が使われています。また、燕背油ラーメンは、モノづくりの職人の町である燕で、出前で



長岡生姜醤油ラーメン

もスープが冷めにくいように背油でフタをし、麺は伸びにくいようにうどんのような太さになっています。

そして、2021年には、新潟市が都道府県庁所在市、政令指定都市におけるラーメン消費量で全国1位となるなど、まさにラーメン王国です(近年は山形市に次ぐ2位)。

ぜひ新潟にお越しの際は、おいしいラーメンをご賞味あれ！

○花火王国 にいがた

新潟県は、日本屈指の花火大国。海の花火『ぎおん柏崎まつり海の大花火大会』、山の花火『片貝まつり浅原神社秋季例大祭』、川の花火『長岡まつり大花火大会』は越後三大花火と呼ばれ、圧倒的な迫力と美しさを持つ花火大会として知られています。

まずは、海の花火『ぎおん柏崎まつり海の大花火大会』のご紹介。

海を舞台に繰り広げられる花火大会で、壮大な花火の演出は圧巻。海面に広がる海中空大スターマイン、600mに渡るワイドスターマイン、そして、尺玉100発一斉打ち上げは一見の価値あります。毎年7月26日に柏崎市の海岸にて開催されます。



新潟あっさり醤油ラーメン



柏崎海の花火

続いて、山の花火『片貝まつり浅原神社秋季例大祭』のご紹介。

片貝まつりは、浅原神社の秋の例大祭。毎年9月の第二金曜日と翌土曜日に開催されます。三尺玉発祥の地であり、花火はこの浅原神社への奉納を意味し、子供の誕生祝、結婚祝、家内安全、健康祈願、社業発展、物故者追善供養など想いを込めて花火を奉納します。

片貝町の人口は3,500人ほど。小千谷市内の一集落ですが、地域の絆が極めて強く、住民及び出身者の協力によってこの花火大会が支えられています。



片貝花火打ち上げ筒

花火の打ち上げが始まると、尺玉花火が次々に上がります。花火打上場所の後ろが小高い山、その山が屏風状となっていることから音が反射して豪快な破裂音を楽しむことができます。22時には世界最大の打ち上げ花火「正四尺玉」が打ち上がり、直径800mもの大輪の花を夜空に咲かせます。

そして、結びに、川の花火『長岡まつり大花火大会』のご紹介。

こちらは、秋田県で開催される全国花火競技大会(大曲の花火)、茨城県で開催される土浦全国花火競技大会とともに日本三大花火と称されております。

大河信濃川の両岸を観覧席として開催される日本屈指の花火大会で、直径約650mもの大輪の華となる「正三尺玉」や打上げ幅約2kmに及ぶ「復興祈願花火フェニックス」など、夜空を埋め尽くすほどの大型花火の数々が魅力です。

こちらは、長岡空襲で亡くなられた方々への慰靈と、戦災及び災害からの復興を願って毎年8月2日、3日に打ち上げられています。



長岡花火フェニックス

今年は、新潟観光でラーメンと花火はいかがでしょうか！

全国からのお越しをお待ちしております！！！

■ 福岡会

令和発祥の地太宰府。「梅ヶ枝餅」食べ歩きと太宰府天満宮の意外な楽しみ方

福岡県土地家屋調査士会広報部 長野 照平

元号が令和となり福岡県太宰府市は、一躍、全国的に脚光を浴びる観光地となりました。

「初春の令月にして氣淑く風和らぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薰らす」

万葉集にも載るこの歌は、奈良時代、太宰府の「梅花の宴」で詠まれ、後に元号の由来ともなります。

奈良時代に詠まれた歌により、1,300年の時を経て元号発祥の地となった太宰府の観光地を紹介いた



西鉄太宰府駅



参道入口

します。

太宰府の観光名所の代表とも言えるのが、やはり「太宰府天満宮」です。学問の神様である菅原道真公を祀る太宰府天満宮は、毎年多くの受験生が合格祈願に訪れます。

しかし、太宰府天満宮が受験生だけが訪れる観光スポットではなく、意外にも老若男女、誰が訪れてても楽しい場所であることは、全国的には知られていないのではないかでしょうか。

西鉄太宰府駅を降りてすぐ目の前は参道で、賑やかな光景が広がっています。

実は、太宰府天満宮の一番の楽しみ方はこの参道での食べ歩きです。

この参道では、太宰府天満宮名物「梅ヶ枝餅」がいたるところで販売されており、それを焼きたてで頬張るのが最高の楽しみです。

「梅ヶ枝餅」は、餡子(あんこ)を餅で包み梅の刻印をほどこしたお菓子です。菅原道真が大宰府に赴任した際、老婆が餅に梅の枝を刺して渡したのが由来とされています。これが太宰府天満宮に向かう参道で香ばしい匂いをさせながら販売されており、つい



梅ヶ枝餅

一つ買わざにはいられない衝動に駆られます。何度も訪れている地元の人ですらこの誘惑には勝てません。なぜなら、焼きたての「梅ヶ枝餅」は、その時にしか味わえないパリッとした食感があるからです。参道を歩く人は、皆どこかで買った梅ヶ枝餅を食べながら太宰府天満宮を参拝します。

しかし、食べ歩きはどうも苦手という方もおられると思います。

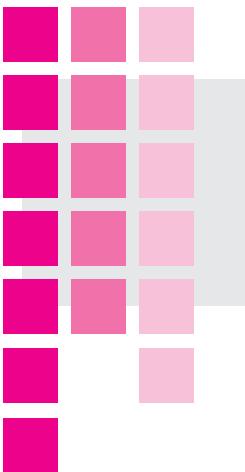
実は、梅ヶ枝餅を販売するお店の中には店内でもゆっくり楽しめるようカフェになっているところもあり、そういったところでは抹茶やコーヒーと一緒に梅ヶ枝餅があり、より一層梅ヶ枝餅の魅力を引き出してくれる楽しみ方ができます。店内も落ち着いた和の雰囲気を漂わせ、庭の風景を見ながらゆっくりとした時間の流れを楽しめます。

参拝の目的を果たした後はすぐそばに遊園地もあり、小さな子供にはちょうどいい遊び場となっています。絶叫マシンとは言わないまでも、未就学児には十分な規模と言えるでしょう。

また、九州国立博物館も隣接しており、特別展は魅力的な催しが多く、国内外の貴重な展示が行われてきました。ここは暑い夏に涼みながらゆっくりと展示物を見て回るのがおすすめです。

太宰府天満宮から少し足を延ばせば、令和の由来となった歌が詠まれた「梅花の宴」が開催された大宰府政跡や海外からの防衛のため築かれた水城跡など、歴史的な史跡があります。特に水城跡は、春に満開の桜並木と菜の花畑、秋には一面の秋桜が咲き誇り、季節ごとに美しい景色が広がっています。

参拝以外にも楽しみがある太宰府天満宮は、連日多くの観光客、参拝客が訪れます。事務所の土地家屋調査士試験の合格を目指す補助者の方と一度合格祈願に参拝されてみてはいかがでしょうか。



NexTech Week 2025【秋】

視察報告書

～AI・ブロックチェーンが 土地家屋調査士業務に与える影響と展望～



会期 2025年10月8日[水]～10日[金]

会場 幕張メッセ 4～6ホール

主催 RX Japan（株）

1. 視察の目的と背景

本視察は、AIエージェント、ブロックチェーン、リスキリングという三つの最新動向を把握し、土地家屋調査士業務のDX化と専門職能の持続的発展に活かすために実施しました。生成AIの次段階として社会実装が進む「AIエージェント」の現場を確認し、登記、測量、教育の各領域で技術を実務へどのように転化できるかを具体的に探りました。また、各企業担当者から直接ヒアリングを行い、実務導入の現実性や費用対効果についても確認しました。

2. AIエージェント導入：自律的AIによる業務変革

AIエージェントは、単なるチャットボットでは

なく、業務プロセスを理解し自律的に行動するAIです。視察では、簡易的な構築から外部ツール連携による社内ワークフローへの実装まで、一連の流れを確認しました。

士業領域では、特に次の三分野で早期導入が有効と考えられます。

- 文書生成支援：調査報告書や登記申請書の下書きを自動生成する。
- 図面解析支援：スキャンデータや点群データを自動構造化し、CAD化を補助する。
- 業務相談対応AI：FAQへの自動応答や、社内ナレッジ検索を支援する。

3. 導入コストと現実性：共同利用という選択肢

書類作成や様式チェックAIの導入コストは約500万円から600万円で、導入期間は1～2か月です。CAD自動化や点群対応AIは約1000万円から2000万円で、3～6か月を要します。

初期導入は中規模以上の事務所が現実的ですが、まずは書類作成AIなど効果の明確な領域から段階的に導入することが望ましいと考えます。将来的には、連合会や各会員で「プライベートAI基盤」を共同利用することで、コスト削減とセキュリティ確保の両立が期待されます。

4. 測量・モデリング分野の革新：AIと人が協働する現場

点群データから平面図や三次元モデルを生成するAIは目覚ましく進化しており、半年スパンでBIM連携の実装が進展しています。一方で、境界や越境



の最終確認はAIでは代替できません。

AIはあくまで「現場に戻る時間を生み出す道具」であり、AI導入は「専門家の判断力が求められる現場作業の増加」につながります。結果として、土地家屋調査士の専門的価値を高める方向に作用していることが明確になりました。

5. ブロックチェーン技術：社会基盤の信頼を再構築する

JPYC、TRUSTAUTHY、キリフダの各社では、ブロックチェーンを活用したデジタル証明やトレーサビリティ、認証・決済の新たな仕組みが紹介されました。

JPYCは円建てステーブルコインによる安全な取引と履歴追跡、TRUSTAUTHYは地理認証を組み合わせた分散署名基盤、キリフダはNFTを用いたデジタル証明・認証ソリューションをそれぞれ提示しており、登記や不動産取引への応用可能性が示唆されました。

ブロックチェーンの特徴は、データの履歴が改ざんできず、誰が・いつ・どの情報を更新したかを永続的に追跡できる点にあります。これにより、登記簿や権利証明書といった公的情報にも、技術的な「信頼の仕組み」を組み込むことが可能になります。

従来の登記制度は、「形式的真正」を原則として運用されてきました。これは、登記簿の内容が手続上正しく作成されたことを保証する性格を意味し、現行制度の根幹を成すものです。しかし、これはあくまで「手続の正しさ」を担保するものであり、記載さ

れた情報が現実の土地や権利関係と一致しているかまでは保証しません。

一方で、ブロックチェーン技術の導入により、登記情報の改ざん防止と履歴管理が高度化すれば、登記簿の内容が現実と整合する「実質的真正」へと近づく可能性が生まれます。すなわち、登記簿が単なる行政記録にとどまらず、現実の土地・建物・権利関係を正確に反映した“真実の情報基盤”へと発展していく方向性が見えてきたといえます。

このような技術革新の中でも、最終的な境界確認や現地調査は、AIやブロックチェーンでは代替できません。土地家屋調査士は、「デジタルとリアルを接続する保証人」として、現場の真実性を担保する最後の専門職です。したがって、登記制度が「形式的真正」から「実質的真正」へと拡張するこの転換期において、土地家屋調査士の社会的役割は一層重要性を増しているといえます。

6. リスキリング・教育・人材育成: AIリテラシーを専門知へ

キカガク、ライフィズテック、アオミネクストの各ブース担当者とも立ち話の形で意見交換を行いました。いずれの担当者も共通して、「AIを正しく使いこなせる人材こそが最大の資産である」と強調していました。

生成AIの利用には個人差があり、結果の品質は「指示の精度=リテラシー」に大きく依存します。士業の世界においても、AIリテラシーは単なるスキルではなく、倫理・信頼性・説明責任を伴う専門知



として位置づける必要があります。特に若手会員に対しては、AIとデータの基礎知識を体系的に学ぶ教育体系の整備が急務です。

7. 総括：AI・ブロックチェーン・教育の三位一体戦略

AIによる「内業効率化」、ブロックチェーンによる「権利の透明化」、教育による「専門知の再定義」。この三つを並行して推進することが、土地家屋調査士制度の未来を支える基盤となります。

AIを単なる時短ツールとしてではなく、専門家の判断力を補強する「共創パートナー」として捉える視点が求められます。今後、AIエージェント・ブロックチェーン・教育DXの三領域を有機的に結びつけることが、制度改革と職能価値の両立に不可欠です。

8. 所感：AI時代の新しい専門職像

今回の視察を通じて最も強く感じたのは、AIエージェントの時代においても「人」が中心であるという

ことです。AIは業務を速くする存在ではなく、人が本来果たすべき価値創造の場を取り戻すための手段にすぎません。

土地家屋調査士の使命は、テクノロジーに頼らずとも「真実の境界」を示し、人々の生活基盤を守ることにあります。その使命が、デジタル技術によって拡張される時代が、まさに今始まっています。

「AIに仕事を奪われるのではなく、AIを正しく指揮できる者が信頼を得る」という言葉が印象的でした。私たちがAIを設計し、指導し、社会に安全に実装する存在である限り、専門職としての価値はむしろ高まります。AIエージェントの登場は、「機械との競争」ではなく、「信頼を可視化する新たな職能」の誕生であると確信しました。

若手世代にとっては、AIとの協働を前提とした「新しい専門職像」を描く好機でもあります。境界を守る職から、データと人をつなぐ職へ。この転換期に、AI教育、リスキリング、現場のデジタル知見を融合させた体系的な人材育成が求められます。

また、AI導入に成功している組織に共通しているのは、「小さく始めて改善を重ねる文化」です。完璧を求めず、まず動かす。そして動かしたうえで精度を磨く。この柔軟な姿勢こそ、DX推進において最も重要であると感じました。

最後に、AIの導入は技術の問題ではなく、「信念の問題」です。AIを恐れず、しかし盲信せず、人の判断が関与する余地を残しながら、安全で透明な不動産情報を多くの人に届ける。この変革期において、私たち専門職がどのような判断を下すかが、次世代の信頼社会を形づくる鍵となります。それこそが、これから土地家屋調査士の新しい社会的使命であると確信しています。

広報部次長 桑原 淳(静岡会)

日本の空に、新たな道しるべ —準天頂衛星「みちびき」5号機が導く測量の未来—

1. 観察概要と目的

本稿は、2025年10月14日に三菱電機鎌倉製作所で実施された「準天頂衛星5号機(QZS-5)」に関する説明会および実機観察の内容をまとめたものです。当日は、内閣府、宇宙航空研究開発機構(JAXA)、三菱電機の関係者が出席し、「みちびき」システムの開発経緯、技術的進化、今後の展望について詳細な説明が行われました。

土地家屋調査士の使命は、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産の表示に関する登記を通じて国民生活の安定と向上に資することにあります。その根幹を支えるのが、高精度で信頼性の高い測位技術です。準天頂衛星「みちびき」は、日本が独自に整備・運用する国家的測位インフラであり、私たちの業務の精度と効率を大きく左右する重要な要素です。今回の観察は、衛星測位技術の最前線を直接確認し、宇宙開発の成果が地上業務へどのように波及していくかを把握する貴重な機会となりました。

説明の冒頭で、内閣府宇宙開発戦略推進事務局準天頂衛星システム戦略室の三上室長が「我が子を送り出すような思いで見送る」と語った言葉が印象的であり、技術の背後にある人々の情熱と責任感が強く感じられました。

2. 「みちびき」システムの意義と将来構想

準天頂衛星システム(QZSS:Quasi-Zenith Satellite System)は、米国のGPSを補完・強化し、日本およびアジア太平洋地域において高精度な測位を提供する日本独自の衛星測位システムです。

2025年10月時点では、QZS-1R～QZS-4に加え、2025年2月に打ち上げられた6号機(QZS-6)が同年7月より運用を開始しており、5機体制での運用を行われています。これに続き、5号機が2025年12月7日に打ち上げ予定であり、7号機が2026年2月



頃に打ち上げ計画となっています。これらの打ち上げが完了すれば、待望の7機体制による常時安定運用が実現し、日本上空では常に4機以上の衛星が可視となるよう設計されています。その結果、従来、GNSS信号が不安定であった山間部や都市部でも、安定した測位環境の確保が期待されます。

さらに、内閣府が公表した「衛星測位に関する取組方針2025」では、2030年代後半から2040年代前半にかけて11機体制への拡張構想が検討段階にあります。これは、防災・減災、交通・物流、農業、自動運転、国家安全保障など多分野への応用を視野に入れた長期ビジョンであり、日本の測位技術が独自の発展段階へと入っていることを示しています。現時点では、この構想は検討中であり、実施時期や機数は今後の政策判断に委ねられます。

3. みちびきの軌道と特性

「みちびき」は、赤道に対して約40度傾けた準天頂軌道(QZO)を採用しています。軌道高度は約33,000～39,000kmで、地球の自転周期とほぼ同一であるため、地上からはほぼ静止して見える位置に留まりながら、空に「8の字」軌道を描きます。

各衛星は、日本上空に約8時間滞在し、その後南半球を経て再び日本上空へ戻る周期運動を繰り返します。複数の衛星を組み合わせることで、24時間を通じ常に1機以上が日本の天頂付近に位置するよう設計されており、これにより従来のGPSのみでは得られなかった高い可用性と信頼性が実現します。

この特性により、山間地や高層建築の多い都市部でも測位が安定し、地積測量、ドローン測量、自動施工などの現場業務における観測中断や再初期化の発生を大幅に減少することが期待されます。

4. ASNAV技術の展開—高精度測位の新たな段階へ

今回の視察で特に注目されたのは、5号機が担う高精度測位技術「ASNAV (Advanced Satellite Navigation)」の本格的な実証です。

ASNAVは、従来の地上基準局を前提とした一向向補正方式に代わり、衛星間リンク(ISL: Inter-Satellite Link)を利用した双方向測距を採用し、衛星間で誤差を相互補正することで軌道および時刻精度を高める革新的な手法です。これにより、衛星時計の安定性や軌道決定精度が飛躍的に向上し、MADOCAP-PPP(高精度測位補強サービス)やCLAS(センチメートル級補強サービス)の精度向上にも寄与することが期待されています。

ASNAVは2025年10月時点では実証段階にあり、衛星間通信による時刻誤差の相殺などの新技術が検証されています。将来的には、スマートフォンなどの民生機器でも1m級の高精度測位を可能とすることを技術目標として掲げていますが、この数値はあくまで目標値であり、実運用における保証精度ではありません。

2025年2月に打ち上げられた6号機にはASNAVの要素技術が一部搭載されており、今後は5号機お

よび2026年2月打ち上げ予定の7号機で実証が拡大される予定です。JAXAは今後3年間をかけて精度検証を段階的に実施し、成果を踏まえたうえで主要機能を実用化段階へと移行する方針を示しています。ASNAVが確立されれば、準天頂衛星システムは新たな精度の時代を切り拓く基盤技術となるでしょう。

5. 衛星構造と日本のものづくり技術

5号機には、三菱電機が開発した国産衛星バス「DS2000(ダイヤモンドスター2000)」が採用されています。ドライ質量は約1.8トン、打上げ時総質量は約4.8トン、設計寿命は15年です。構体はセントラルシリンドラ方式を中心とするCFRP等の複合材によるサンドイッチ構造パネルを用いた軽量・高剛性設計で、燃料タンクはセントラルシリンドラ内部に配置されています。

視察では実機が展示され、「アルファードほどのサイズの中に日本の宇宙技術が凝縮されている」との声が上がりました。高精度な加工・組立、厳格な品質管理、冗長設計など、すべてが国家インフラを支える“日本のものづくり”的な精神を体現していました。

6. 土地家屋調査士業務への波及効果

ASNAVおよび「みちびき」7機体制の整備は、土地家屋調査士業務に革新をもたらす可能性を秘めています。RTK測位においては、初期化時間の短縮、長距離観測の安定性向上、遮蔽環境下での衛星可視数増加などの効果が期待され、現地観測の効率化が一層進むでしょう。

さらに、ASNAVによって誤差補正情報を宇宙空間で共有できるようになれば、地上基準局網への依存を減らす準自律的高精度測位(現時点で公式な用語ではなく、本取材における筆者の私的な表現です。)の実現も視野に入ります。これはネットワークRTKのバックアップとしても有効であり、災害時の測位維持や山間地での単独観測において極めて有用です。

これらの仕組みを公的測量や登記測量へ導入するためには、制度的整備、精度評価の公認、誤差モデ

ルの標準化などの課題を段階的に解決する必要があります。地積測量、ドローン測量、自動施工、インフラ維持管理など、土地家屋調査士が最先端測位技術の評価・実装・標準化に関与する時代が着実に到来しています。

また、「みちびき」から得られる高精度位置情報は、スマート農業、災害対応、物流最適化、建設機械の自動制御など、社会全体のデジタル化を支える中核要素でもあります。土地家屋調査士は、地上空間データの整備者・管理者として、国民の安全と生活基盤を支える社会的役割をさらに拡大していくことが求められています。

7. 結び—宇宙と地上をつなぐ新たな基盤へ

今回の視察を通じ、準天頂衛星「みちびき」プロジェクトが単なる宇宙開発事業ではなく、日本の測量・登記制度を支える社会インフラそのものであることを改めて認識しました。開発者の精度への執念、日本の製造技術、そして国家の継続的投資と意志が結実し、次世代の空間基盤が着実に形づくられています。

ASNAVをはじめとする高精度測位技術の進化は、地籍調査のDX化、地積測量図XMLの標準化、国家座標系の完全実装へと直結する動きです。「みちびき」により、現地観測データ・登記情報・GIS空間データが同一座標系で統合される社会の実現に向けて、着実に進展しています。

今後、日本土地家屋調査士会連合会としては、最新測位技術に関する継続的情報共有、GNSS・ASNAV・地上測量を組み合わせた標準手法の整備、ドローン・LiDAR・ASNAVを活用した実証研究の推進、若手土地家屋調査士への教育・技術継承の強化を重点的に進めていくことが重要です。

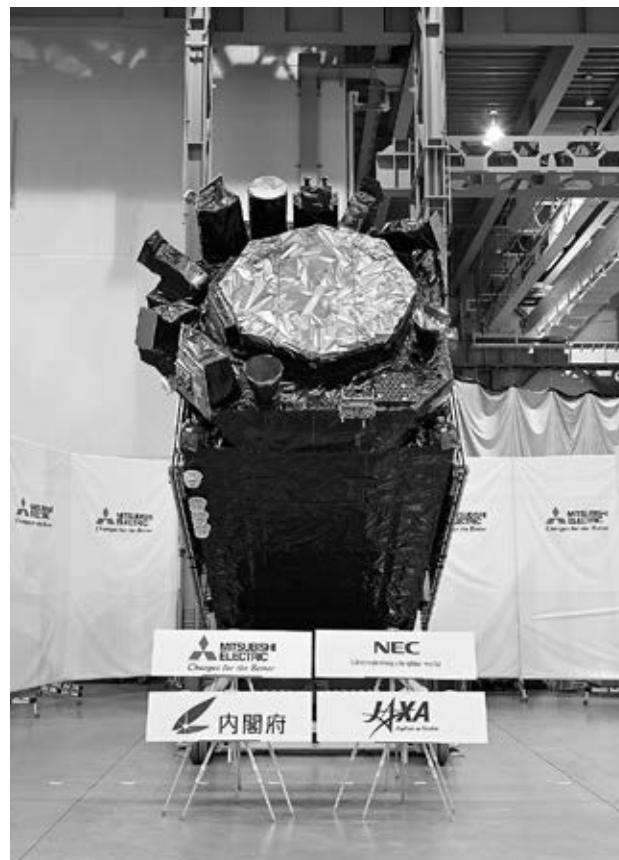
みちびき5号機の打ち上げ成功、7機体制の確立、

ASNAVの実用化という流れの中で、日本の土地測量は新たな段階に突入します。私たちは、この国の土地を守り、宇宙と地上を結ぶ「測量の道しるべ」としての使命を胸に、次代の空間情報社会を切り拓く決意を新たにします。

【付記】

本稿は、2025年10月時点の内閣府・JAXA・三菱電機の公式資料および現地視察内容に基づき執筆したものであり、将来構想や技術目標に関する記述はすべて検討段階・実証段階の内容として整理しています。

広報部次長 桑原 淳(静岡会)



日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

追加料金なしで登記所備付地図*が実装

*公共座標系が対象となります

登記所備付地図を
住宅地図に重ね合わせて閲覧可能



ブルーマップがない地域の地番特定・筆界の確認ができるので、
すぐに土地の情報が得られて
事前調査を省力化できます

(モニター調査士の声)

役所調査がラクになりました。
(茨城県土地家屋調査士会 U様)

カルテMapだけ業務に
必要な情報が揃い、とても便利です！
(広島県土地家屋調査士会 N様)

登記所備付地図のDXF・SIMAデータ
ダウンロードが可能



ダウンロードしたデータをCADソフトや測量器機に取り込めるので、
手入力・チェック作業の工程を省き、
業務の効率化に大きく貢献できます

(モニター調査士の声)

公団写の作成がラクになりました。
(茨城県土地家屋調査士会 U様)

素早くデータを取得できて
測量や図面作成に大助かりです！
(広島県土地家屋調査士会 N様)

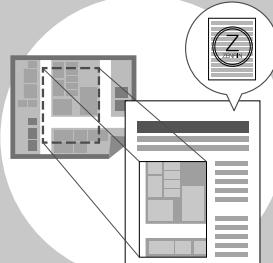
「調査士カルテ Map」でできること

現地調査前に
必要な地図がこれ一つで



PC やタブレットでいつでも確認でき、
資料集め・事前調査で活用できます。
紙の地図帳とは異なり、ページの境や
市町村境も簡単に確認できます。
(住宅地図・ブルーマップは全国閲覧可能)

複製許諾付きの
地図印刷ができる



対象範囲を指定の縮尺で設定し、
簡単に地図資料を作成できます。
地図には複製許諾証がついてお
り、案内図配布や登記申請の添
付資料として利用できます。

業務で便利な
機能搭載



シーンに応じたさまざまな検索、
SIMAデータを取り込んで基準点
等の位置確認、距離や土地の簡
易計測など、便利な機能を多く
搭載しています。

全国閲覧可 月額3,960円(税込)

お申し込み月の月末まで無料期間をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください !

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会

調査士カルテ Map
調査情報管理システム

◀連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

GIS と AI がつなぐ業務の未来

—第34回地理情報システム学会学術研究発表大会レポート—



はじめに：地図アプリの裏側にある技術

スマートフォンで地図アプリを開き、目的地までのルートを調べる。そんな日常の一コマにも、実は「GIS（地理情報システム）」という技術が使われています。GIS(Geographic Information System)とは、地図上に位置情報を重ねて、さまざまなデータを視覚的に管理・分析できる情報技術です。人口統計や不動産情報などを地図に重ねることで、空間的な関係性を直感的に把握できるのが特徴です。

令和7年11月1日(土)～2日(日)、富山大学五



富山大学

福キャンパスで開催された第34回地理情報システム学会学術研究発表大会(主催：一般社団法人地理情報システム学会)を取材しました。GISという言葉に馴染みがない方もいるかもしれません、実は私たちが日々行っている不動産登記

業務も、地図上に不動産の属性を重ねるという点で、GISの一端を担っているのではないか——そんな視点から、今回の大会を振り返ります。

会場の熱気と多彩な発表

大会は、360名を超える参加登録があったとのことで、口頭発表、ポスター発表、シンポジウム、ワークショップ、ハンズオンなど、多様な形式で研究成果が発表されていました。口頭発表では、研究者がスライドを使って聴衆に向けて説明し、ポスター発表では大きな紙にまとめた研究内容を前に、来場者と対話が行われていました。特にポスター会場は活気に満ち、発表者と参加者が熱心に議論を交わす様子が印象的でした。また、ワークショップやハンズオンといった、体験・実習形式にも多くの参加がありました。

発表分野も幅広く、今回のプログラムでは、空間解析、土地利用、教育、歴史・考古、防災、交通、景観、地域分析、データ取得・アルゴリズムなど、実に多岐にわたっていました。GISが単なる技術ではなく、社会のさまざまな課題に向き合うための「道具」として活用されていることが実感できました。たとえば、空き家の判定や分布状況の把握、携帯電話の位置情報から人の滞留の分析など、実務に直結するテーマが多く見られました。

また、教育分野では、GISを活用した地方部の子どもの支援や、地域課題解決へ向けたアイデアも紹介されており、技術が教育現場にも浸透しつつあることがうかがえました。こうした発表は、GISが専門家だけのものではなく、一般の人々や地域社会にも開かれた技術であることを示しています。



GeoAIの最前線：AIと地理情報の融合

中でも筆者が注目したのが、シンポジウム「GeoAIの最前線」です。GeoAIとは、地理空間データとAI(人工知能)技術を融合させた分野で、近年急速に発展しています。たとえば、生成AI(例：AIが文章を生成する技術)と、地図情報を組み合わせることで、「歩きやすい道」や「災害時に安全な避難ルート」などを自動で提案することが可能になります。

このシンポジウムでは、学会の分科会が独自に開発したGeoAIツールを使ったハンズオン企画も行われました。参加者はスマホやPCを使って、チャット形式で「楽しく歩ける散歩コース」を抽出する体験をしました。事前に実証実験で収集された評価データをもとに、AIがコースを提案するという仕組みです。歩きやすさと楽しさの評価軸をもとにルートが提示される様子は、まさにGISとAIの融合の成果でした。

この体験を通じて、筆者が強く感じたのは「プロンプト」と「クエリ」の重要性です。AIに対して「何をしてほしいか」、「何を知りたいか」を伝える入力文が、結果の質を大きく左右します。このようなプロンプト考え方方は、GeoAIに限らず、生成AIを使う際のひとつのスキルと言えます。ある程度の終着点をイメージしながら、入力文を工夫することで、AIは膨大なデータから組み合わせて答えてくれます。最初は漠然とした問い合わせでも、AIの返答を見ながら質問を具体化していくことで、求める情報に近づけるのです。

インタビュー：GISは社会課題にどう向き合うか

会場では、地理情報システム学会関西支部長の田中一成教授(大阪工業大学)にお話を伺うことができました。田中教授は30年にわたり学会に携わってこられ、GISの社会的意義についても研究されてきました。その田中教授から見て、「GISは生活に浸透している学問です」とおっしゃいました。GISが単なる技



田中教授

術ではなく、社会に根ざした「実践の知」として機能していることが伝わってきました。不動産登記業務に携わる私たちにとっても、GISは決して遠い存在ではなく、すでに業務の中に息づいている技術だと感じました。

また、田中教授は、「この学会には、多様な分野から参加者が集いますので、交流の楽しさが魅力です」ともおっしゃいました。このお話から、GISは人と人をつなぐ技術でもあるとも感じました。地図を介して地域の課題を共有し、解決策を検討するプロセスは、まさに協働の場です。不動産登記業務においても、地域住民や行政との連携が求められる場面が多くあるので、GISを活用することによる、より円滑な情報共有の可能性を感じました。

おわりに：不動産登記業務とGISの接点を再確認する

今回の取材を通じて、GISが私たちの生活に深く浸透していることを改めて実感しました。そして、不動産登記業務においても、地図と情報を重ねて扱うという点で、GIS的な視点がすでに存在していることが確認できました。

AIやGISという言葉に対して、「専門的すぎる」、「我々の業務とは専門外」と感じる方もいるかもしれません。しかし、実際には、私たちの業務の中にその要素はすでにあり、今後さらに活用の幅が広がる可能性を秘めています。たとえば、登記情報や既存資料と、地図を組み合わせて、筆界を推測する——すでに一部の土地家屋調査士の中で実践されている業務のさらなる未来像が、今回の大会から垣間見えました。

GISやAIは、私たちの業務をより効率的に、よりわかりやすくするための「道具」として、これからますます重要になっていくでしょう。その第一歩として、今回のような学術大会の現場に触ることは、非常に有意義な体験でした。今後も、こうした技術の進展に目を向けながら、土地家屋調査士業務にどう活かせるかを考えていきたいと思います。

次年度は令和8年10月31日(土)11月1日(日)、東京科学大学大岡山キャンパスで行われる予定です。

広報員 田中 秀典(大阪会)

若手土地家屋調査士の「未来」を拓く

12人の「若手」/土地家屋調査士

第4回 「知識を売る仕事」としての覚悟——現場で磨く信頼と挑戦の2年目

静岡会 松井 裕介 会員

■工場勤務から“偶然の出会い”で測量の世界へ

——本日はお忙しい中ありがとうございます。まずは簡単に自己紹介をお願いします。

松井：静岡県浜松市で土地家屋調査士を開業して2年目になります。独立前は14年間、袴田工務所(現：土地家屋調査士法人袴田工務所)で補助者として働きました。現在は、父が補助者として手伝ってくれています。

——土地家屋調査士を目指したきっかけを教えてください。

松井：大学を卒業後、最初は自動車部品工場に勤めました。しかし、ライン作業の現場を見て将来に希望が持てず、3か月で退職することになりました。次の仕事を探してハローワークに通っていたとき、たまたま見つけたのが袴田工務所の求人でした。不動産関係の仕事は将来に役立つと思い応募したのが、この世界に入ったきっかけです。本当に“偶然の出会い”から始まりました。

■「俺たちは知識を売る仕事なんだ」——その言葉で覚悟が決まった

——実際に働き始めて、どんな印象を持ちましたか。

松井：最初は右も左も分からず、所長の指導についていくのに必死でした。ある日、移動中の車内で所長が「俺たちは知識を売る仕事なんだ」と言ったのです。その言葉が強烈に心に残りました。“知識を売る”というのは、人に安心や信頼を届ける責任のある知識を持つということ。体力もさることながら、知識と判断力で勝負する世界です。そこで初めて「この仕事を一生の仕事にしよう」と覚悟を決めました。

——袴田所長は厳しい方だったそうですね。

松井：ええ、とても厳しかったです(笑)。「測量作業をしたその日のうちに成果物を提出しろ」と徹底されました。そのおかげでスピードと正確さの両立が当たり前になり、今でもその習慣が生きています。この意識が依頼者からの信頼につながっていると感じています。

■5年間のブランクを経て、35歳でつかんだ合格

——資格取得までは長い道のりだったとのこと。具



体的な状況を教えてください。

松井：測量士補までは順調でしたが、土地家屋調査士試験には4回挑戦しました。最初は東京法経学院の通信講座を受講しましたが不合格。ショックで5年ほど勉強をやめてしまいました。令和3年に再挑戦を決意し、35歳でようやく合格できたときは本当に涙が出ました。あの瞬間、これまでの努力が報われたと感じました。

——ブランクを経て勉強を再開できた原動力を教えてください。

松井：やはり現場で積み上げてきた経験です。日々の仕事の中で、土地家屋調査士という資格の責任や価値を肌で感じるようになり、「いつか自分の名前で仕事をしたい」という気持ちが強くなりました。その思いが再挑戦の大きなモチベーションになりました。

■独立開業と信頼づくり——若手ならではの工夫

——開業してみて、一番驚いた点について教えてください。

松井：補助者の時は“所長の名前”によって信頼されていましたが、独立してからは“自分の名前”で評価されます。そこが一番のギャップでした。若手の自分が依頼者に信頼されるには、誠実な態度を示すしかないと思います。必ず



身分証明書を提示し、事前に想定される質問に答えられるよう準備しています。

——印象に残っている案件について教えてください。

松井：境界確認のお願いを隣地の方にした際、当初は「うちには関係ない」「忙しいから立ち会えない」と強い拒否の姿勢を示されました。無理に押し進めても良い結果にはつながらないと考え、まずは境界確認の目的や手続きの流れを丁寧にご説明しました。そのうえで「今回の測量は依頼主の費用で行うもので、ご自身の土地と依頼主の土地の境界を正確に確認できる“得な機会”でもあるのです」とお伝えしたところ、表情がやわらぎ、最終的には「それなら立ち会ってみよう」と納得していただけました。

一方、依頼主の方も「隣地の方が協力してくれないなら測量は難しいのでは」と心配されていましたが、経過を丁寧に報告し、双方の理解を得ながら進めたことで安心して立会いの日を迎えてくださいました。結果として、双方が納得する形で境界の確認を行い、現場に和やかな雰囲気が戻った瞬間には、この仕事のやりがいを改めて感じました。

■DX時代の業務改革——AIも“現場の味方”

——最近はAIやデジタル化も進んでいます。どのように活用されていますか。

松井：電子申請はすでに標準です。報告書や案内文の作成では、ChatGPTなどのAIツールも活用しています。例えば、値上げの案内を「失礼のない表現」に直す際に使ったことがあります。こうしたツールは、事務処理の効率化に大きく貢献してくれます。

——測量業務にもAIが入る時代が来る可能性について、どのように考えますか。

松井：そうですね。ドローンやGNSSを活用しても、最終的な“合意形成”は人の仕事だと思っています。現場での判断や対話の積み重ねは、AIにはできないと感じています。

——支部研修会では、GNSS受信機導入の相談もされているとのこと。導入の見通しを教えてください。

松井：はい。購入のタイミングを質問する予定です。導入準備は整っています。新しい技術を積極的に学び、時代の変化に対応していきたいです。

■「覚悟を決めれば、必ず道は開ける」

——今後、どのような土地家屋調査士を目指していると考えていますか。

松井：所属する静岡会西遠支部には、約140名の土地家屋調査士がいます。中でも公団協会の鈴木東洋

先生や水嶋啓貴先生を本当に尊敬しています。自らを顧みず周囲のために尽くす姿勢に感銘を受けました。その背中は思わず追いかけたくなるほど大きく、まさに「プロフェッショナル」な土地家屋調査士。その姿が、私の目標です。



——最後に、これからこの道を目指す若い方々へメッセージをお願いします。

松井：一言で言えば「覚悟を決めろ」です。途中で投げ出さず、目の前の課題に真剣に向き合えば必ず道は開けます。資格を取って終わりではなく、その先には学び続ける面白さがあります。この仕事は、自分次第で世界を広げられる職業だと思います。

■結びに——「知識を売る」とは、信頼を積み重ねること

取材の最後、松井会員は「知識を売る仕事」という言葉をもう一度口にしました。それは単に専門知識を提供することではありません。正確な情報と誠実な態度で依頼者に向き合い、そのうえで信頼を積み重ねていく——それが“覚悟”なのだと感じました。

若手土地家屋調査士の中には、資格を取ったばかりで不安を抱える方も多いでしょう。しかし、松井会員の歩みが示すように、厳しい環境を糧にし、地道な努力を積み重ねていけば信頼と成果は必ずついてきます。

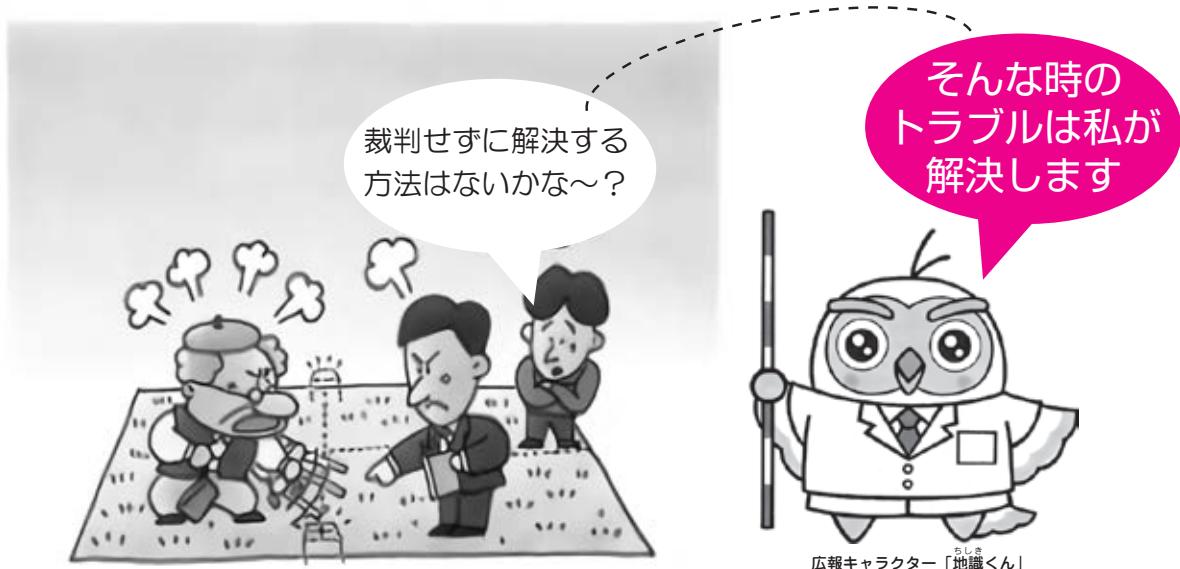
現場を知り、学び続ける姿勢こそが、土地家屋調査士という仕事の未来を支える力になるのだと思います。偶然の出会いから始まったキャリアは、いま“確かな使命”として歩みを進めています。松井会員のまっすぐな言葉は、これから土地家屋調査士業界を担う若手たちにとって、確かな指針となることでしょう。

広報部次長 桑原 淳(取材・文)



ADR

民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決する ADR 認定土地家屋調査士を目指そう！

研修

→

考查

→

認定

45 時間の集中研修で
ADR 代理人として
必要な知識を習得します。

研修で培った能力を
検定します。

基準を満たした場合
ADR 代理関係業務を行
うのに必要な能力を有す
ると認定されます。

特別研修とは?



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修(17時間)：基礎的な視聴研修（eラーニング視聴）

第21回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲 法 (2時間)	ADR代理と専門家責任 (2時間)
民 法 (3時間)	ADRの意義と機能 (4時間)
民事訴訟法 (4時間)	筆界確定訴訟の実務 (2時間)

2 グループ研修(15時間以上)：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修(10時間)：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義(3時間)：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第21回土地家屋調査士特別研修日程

- 基礎研修 令和8年6月24日(水)～7月8日(水)
- ガイダンス 令和8年7月22日(水)午後
- グループ研修 令和8年7月22日(水)～8月18日(火)
- 集合研修・総合講義 令和8年8月21日(金)～23日(日)
- 考査 令和8年9月 5日(土)



連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



11月16日
～12月15日

改めまして、新年あけましておめでとうございます。8年目を迎えます「連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信」を本年もどうぞよろしくお願ひします。さて、年末年始は久しぶりに地元に戻ったこともあります。今回は水道橋の街の話題ではなく、故郷からの発信とします。我が地元・愛媛県の南部に位置する北宇和郡松野町には、1664年に隣村同士の境界紛争が勃発した際、江戸幕府の裁許を出してもらう資料として製作された「目黒山形」という木製の模型が当時の資料(訴訟文書、血判起請文、測量帳面、分縮帳等)とともに現存しています。訪れてみると、筆界を明らかにする業務の専門家として、いにしえの先人達が村境に込めた執念ともいうべき声が聞こえてきそうです。

11月

17日 公益社団法人日本測量協会理事会

日調連会長として、日本測量協会の理事を仰せつかっており、理事会に出席。事業の報告と予算の執行状況等に関して協議をさせていただいた。

17日 平口洋法務大臣及び福山守法務大臣政務官への表敬訪問

先の高市内閣発足において法務大臣に就任された平口洋先生と、同じく法務大臣政務官に就任された福山守先生を表敬訪問させていただき、法務局地図作成事業の拡充及び表示に関する登記を巡る諸事情等についてお話しさせていただいた。

19日 第7回正副会長会議

北村・杉山・三戸・大竹各副会長と柳澤専務理事、花岡常務理事、大久保総務部長に集合してもらい、懸案事項の共有と整理、方向性の確認等を行った。

19、20日 第5回常任理事会

全ての常任理事会構成メンバーに参集してもらい、

常任理事会を開催。27項目に及ぶ審議事項と協議事項に関して意見交換を行う中で、各部が持ち場において真剣に会務に対峙している様子が伝わり、土地家屋調査士制度の発展につなげる意気込みがとても頼もしい。

21日 令和7年秋の叙勲 勲章伝達式

今回、宮崎会の谷口前会長が叙勲の栄に浴され、この日は霞が関の法務省において勲章伝達式が挙行されるとお聞きし、祝意をお伝えに伺わせていただいた。

21日 全国の土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会

今年度の日調連が企画するウェブ研修会は、田中博幸・山口地方法務局長による「筆界認定に関する表示登記の運用の見直しと現場での運用・事例解説」をテーマとして案内させていただいた。全国で1,681名の会員に視聴いただくとともに、その内容に感激したとの声が連合会に届いている。

28日 令和7年秋の褒章伝達式への参列

今回、土地家屋調査士関連で褒章を受章された先生方のうち、5名の方が伝達式に出席され、私も来賓として参列させていただいた。受章された皆さんは、この日の天気同様、最高に晴れやかな笑顔で写真撮影や伝達式に臨まれておられた。皆様、おめでとうございました。

29日 日本登記法学会 第10回研究大会及び定時総会

私自身、その設立準備の頃から関与させていただってきた「日本登記法学会」の研究大会も10回を数えることとなる。冒頭、奥深き「登記」の世界に身を置く資格者として、ご挨拶させていただいた。また、この日は、土地家屋調査士の代表として富山会の高倉健会員から「共有地の境界確認と分筆登記」と題して報告がなされたところである。

12月

4日 制度対策本部会議

三戸副会長、柳澤専務理事、内野常任理事に集合してもらい、制度対策本部における懸案事項の整理を行う。その名のとおり、土地家屋調査士制度推進の中枢としての活動が求められる部署であり、スクランブル体制の強化を念頭に会議を展開した。

10日 第9回正副会長会議

年末を迎える中、正副会長会議を招集し、懸案事項及び喫緊の課題等について、状況を共有するとともに方向性を確認。

10、11日 第4回理事会

全ての日調連役員が参集し、理事会を開催。審議事項と協議事項合わせて20項目以上に及ぶ内容を議論する。理事会においては、全役員で制度を支え、会員を支える核としての位置付けと意気込みを持って臨むべく意識共有している。

11日 第4回監査会

理事会終了後、引き続き監査会に出席。今回は、監事の先生方に会計に関する中間監査を中心に実施していただいた。

15日 第1回土地家屋調査士試験制度対応PT会議

試験制度の充実は、資格者としての生命線とも捉えており、受験者アンケートの集計結果等も確認しつつ意見交換を実施した。

会務日誌

11月16日～12月15日

11月

19日

○第8回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第5回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

19、20日

○第5回常任理事会

<審議事項>

- 1 令和8年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士職務倫理規程の解説(案)について

- 2 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)及び同会則モデル逐条解説集の改訂(案)について

- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則(附録第5-1号・同5-2号)及び土地家屋調査士登録事務取扱規程(付録第1号様式・同第57号様式)の一部改正について

- 4 東京土地家屋調査士会からの建物賃貸借契約に関する申入れについて

- 5 中長期的な財政計画の検討について

- 6 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の訂正について

- 7 有限会社桐栄サービスの取締役の交代について

- 8 土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂(案)について

- 9 登記基準点認定規程及び登記基準点測量作業規程運用基準の一部改正(案)について

- 10 筆界確認測量図の社会的浸透を図るための外部及び内部に対する広報活動の推進方針について

- 11 第21回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

- 12 第20回土地家屋調査士特別研修の運営に係る各ブロック協議会からの収支状況報告に関する対応について

- 13 令和8年度以降の土地家屋調査士新人研修における運営実施及びカリキュラム等について

- 14 『土地家屋調査士白書2026』の作成計画について

- 15 『土地家屋調査士白書2026』の特集記事について

- 16 令和8年度狭あい道路解消シンポジウムの開催について

- 17 狹あい道路解消シンポジウムのブロック協

議会ごとの開催について

18 岩手県において発生した林野火災への大規模災害復興支援について

19 令和6年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題に係る対応への協力依頼に対する対応について

20 土地家屋調査士総合研究所において行う取扱事件年計報告書総合計表に関するデータベースの構築について

21 研究所で利用するクラウド・ストレージ(外部サーバ)の取扱いについて(内規)の一部改正(案)について

22 令和7年度第2回全国会長会議及び令和8年新年賀詞交歓会の運営等について

23 令和8年度の事業計画(案)について

24 連合会における令和8年度の主要な会議に関する日程(案)について

25 貸倉庫として賃借している菅谷ビルの解約について

20、21日

○第5回研修部会

<協議事項>

1 土地家屋調査士専門職能継続学習運用マニュアル等の見直しについて

2 令和7年度土地家屋調査士新人研修(大阪会場)の運営等について

3 第1期土地家屋調査士年次研修の取りまとめについて

4 第2期土地家屋調査士年次研修の実施内容等について

5 令和7年度ウェブ研修会の運営等について

6 研修関係規則の見直しについて

7 研修ポータルサイトについて

8 研修管理システム及びCPD管理システムの改修について

9 令和8年度研修部の事業計画(案)及び予算(案)について

21日

○全国の土地家屋調査士会員を対象としたウェブ研修会

25日

○土地家屋調査士総合研究所の研究(ADR)に関する意見交換会

27日

○第4回土地家屋調査士の登録の取消しに係る聴聞期日

12月

3、4日

○第3回義務研修運営委員会

<協議事項>

- 1 令和8年度以降の土地家屋調査士新人研修における運営実施及びカリキュラム等について
- 2 第2期土地家屋調査士年次研修について
- 3 次回以降の義務研修運営委員会の開催日程について

4日

○第6回広報部会

<協議事項>

- 1 令和7年度のウェブコンテンツの作成について
- 2 令和7年度に作成する広報ツールについて
- 3 受験者の拡大に向けた活動について
- 4 土地家屋調査士白書の作成について
- 5 全国広報担当者向けセミナーについて
- 6 会報の編集及び発行について
- 7 令和8年度広報部の事業計画(案)及び予算(案)について

○第1回制度対策本部会議

<協議事項>

- 1 未登記建物の支障事例について
- 2 書籍「地目認定」及び「建物認定」の改訂における対応について
- 3 土地家屋調査士の業務について
- 4 宅地建物取引士が説明する重要事項について
- 5 デジタル推進対策PTにおける今後の進め方について
- 6 令和8年度制度対策本部の事業計画(案)及び予算(案)について

10日

○第9回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について

10、11日

○第4回理事会

<審議事項>

- 1 令和8年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 土地家屋調査士職務倫理規程の解説(案)について
- 2 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)及び同会則モデル逐条解説集の改訂(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則(附録第5-1号・同5-2号)及び土地家屋調査士登録事務取扱規程(付録第1号様式・同第

57号様式)の一部改正について

- 4 東京土地家屋調査士会からの建物賃貸借契約に関する申入れについて
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の訂正について
- 6 有限会社桐栄サービスの取締役の交代について
- 7 土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂(案)について
- 8 登記基準点認定規程及び登記基準点測量作業規程運用基準の一部改正(案)について
- 9 筆界確認測量図の社会的浸透を図るための外部及び内部に対する広報活動の推進方針について
- 10 第21回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について
- 11 令和8年度以降の土地家屋調査士新人研修における運営実施及びカリキュラム等について
- 12 令和8年度狭い道路解消シンポジウムの開催について
- 13 土地家屋調査士総合研究所において行う取扱事件年計報告書総合計表に関するデータベースの構築について
- 14 研究所で利用するクラウド・ストレージ(外部サーバー)の取扱いについて(内規)の一部改正(案)について
- 15 令和7年度第2回全国会長会議及び令和8年新年賀詞交歓会の運営等について
- 16 令和8年度の事業計画(案)について
- 17 連合会における令和8年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 18 貸倉庫として賃借している菅谷ビルの解約について

11日

○第4回監査会

15日

○第7回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和8年度広報部の事業計画(案)及び予算(案)について

○第4回会報「土地家屋調査士」編集会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等について
- 2 1月号の編集状況について
- 3 2月号以降の掲載記事について

○第1回土地家屋調査士試験制度対応PT会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士試験委員の推薦制度について
- 2 土地家屋調査士試験委員関係のスケジュールについて
- 3 土地家屋調査士試験(制度、手続)について

各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

11月16日～12月15日

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標題
11月17日	令和7年度ウェブ研修会の申込みについて(お知らせ)
11月17日	森林経営管理法による不動産登記に関する政令案に関する意見の提出について(お知らせ)
11月19日	令和7年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施について(通知)
11月19日	令和7年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する官報公告について(お知らせ)
11月20日	所有者不明土地・建物管理人及び管理不全土地・建物管理人への選任に関する活動状況に係るアンケートへの協力方について(お願い)
11月20日	相続土地国庫帰属制度の利用状況に関する意識調査(アンケート)への協力について(依頼)
11月20日	令和7年度ウェブ研修会の当日の会場用URLについて(お知らせ)
11月21日	国民年金基金の制度広報における「冬季特別加入促進キャンペーン」(1月から3月まで)に係る協力方について(依頼)
11月25日	令和7年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の申請手続に関する事務について(通知)
11月26日	令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知について(依頼)
11月27日	不動産登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見の提出について(依頼)
11月27日	「不動産登記法第119条の2第3項に規定する法務大臣の指定する登記所を定める件(案)」に関する意見の提出について(依頼)
11月28日	土地家屋調査士PRパンフレット等の印刷物送付に係る照会について
11月28日	登記情報システム等に障害が発生した場合における不動産登記及び商業・法人登記の受付事務の取扱いについて(お知らせ)
12月3日	令和7年度第2回全国会長会議及び令和8年新年賀詞交歓会の開催について(通知)
12月3日	専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険の加入に必要な情報提供について(お願い)
12月4日	土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテMap」の利用促進に向けたリーフレットについて(お知らせ)
12月8日	森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令案に関する意見の提出について(お知らせ)
12月11日	令和6年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題に係る対応への協力について(依頼)
12月11日	令和7年度土地家屋調査士新人研修(大阪会場)における視察者について(お願い)
12月11日	令和7年4月1日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定が公表されたことに関する地積測量図の作成等における留意点の変更について(通知)
12月12日	「土地家屋調査士会ADRセンター運営報告書(令和6年度集約版)」の送付について
12月15日	令和7年度第2回全国会長会議の議題について(通知)
12月15日	令和7年度第2回全国会長会議会議録の送付における希望部数の聴取について

土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

■ 登録

令和7年11月4日付け

千葉 2305 上田 要
愛知 3189 田辺 星登
愛知 3190 岡田 宜男
広島 1962 松野 正之
広島 1963 上田 秀一
福岡 2475 標 真人
沖縄 543 川崎 崇
山形 1255 古藤 翼
岩手 1193 藤原 瞭
青森 801 吉川 主真
札幌 1264 伊藤 公哉

令和7年11月10日付け

東京 8456 山本 栄一
神奈川 3277 柳下 文平
富山 566 松田 翔矢
岡山 1441 藤原 研治

令和7年11月20日付け

東京 8457 中野 宏紀
東京 8458 藤田 良

■ 登録取消し

令和7年8月25日付け

大阪 2284 矢原 健聖

令和7年8月26日付け
東京 6146 高橋 敏夫

令和7年9月19日付け
大阪 2037 仲井 銀重

令和7年10月15日付け
宮城 969 倉島 清一

令和7年10月29日付け
群馬 824 伊藤 寛

令和7年11月4日付け
東京 6474 大内 一昇
東京 6621 今井 廣夫

東京 6721 内藤 久美
東京 8366 伊藤 美春

埼玉 1027 斎藤 勝
千葉 2185 青木 美男

千葉 2236 川窪 悠太
茨城 1516 渡邊 実

長野 1981 新井 健司
大阪 3249 北島 慎吾

広島 1262 三田 広光
鳥取 382 有田 敬

山形 1124 尾花 博

令和7年11月10日付け
長野 2169 浅田 淑子
岐阜 1240 岡 まなみ

福岡 1828 谷口 憲三
大分 592 廣瀬 辰彦
宮城 855 和野 邦彦
香川 438 高橋 悠一

令和7年11月20日付け

埼玉 1401 外山 正夫
埼玉 1937 吉野 淳司
埼玉 2044 太齊 光行
埼玉 2701 石川 博之
兵庫 1814 西村 孝
愛知 2890 加藤 大雄
山口 742 田代 雄三

■ ADR認定土地家屋調査士の登録

令和7年11月10日付け

東京 7444 高橋 秀明
兵庫 2576 中嶋康次郎

地名 散歩

第167回 長い名前の山をめぐって

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

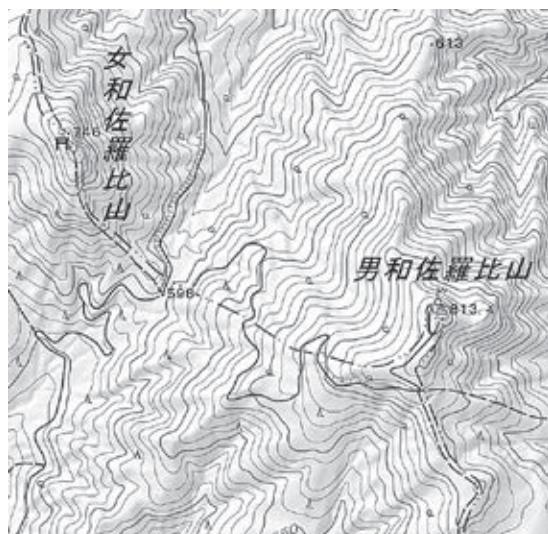
山梨県の東部、大月市と甲州市の境界付近に珍しい名前の山がある。雁ヶ腹摺山(標高1,874 m)という。場所は中央本線初狩駅から真北へ10 kmほどの距離だ。ここから遠望する富士山は知る人ぞ知る絶景で、最近では滅多に見かけない五百円札の裏面に描かれた富士山がここからのアングルだ。珍しいこの山の名前は、『角川日本地名大辞典』によれば、「山が高くガンが腹をするように移動することから起った」という。

実は雁ヶ腹摺山を称する山は近くにもう2か所あって、ひとつは3.3 kmほど北西に位置する牛奥ノ雁ヶ腹摺山(1,992 m)、もうひとつは中央自動車道笛子トンネルのほぼ真上の笛子雁ヶ腹摺山(1,358 m)である。珍しい山名なのに、それぞれ地名を冠して区別しなければならないほど集まっている原因は定かで

ない。雁の渡りルートにあたってその雁行(編隊飛行)を目撃される機会も多いそうなので、腹を摺るほどの低空飛行に強い印象を受けた人が名付けたのかもしれない。

これらの山々を昭和4年(1929)の地形図で確認してみると、現在の小金沢山から牛奥ノ雁ヶ腹摺山を経て南の黒岳までの尾根伝いに「小金沢山」と字間を離して記載されている以外、3か所の珍名山は見当たらない。山名というのは厄介で、そもそも麓での呼称が何通りかあることも多く、雁ヶ腹摺山についても、村によって指すピークが異なったための苦渋の判断として牛奥や笛子を付けたのだろうか。ちなみに牛奥ノ雁ヶ腹摺山は日本一長い名前の山だそうである。

そこで、気になって全国の「長い山名」を調べてみた。まずは岩手県の北部、久慈市と野



岩手県久慈市(左下側)と野田村の境界に位置する、長い名前の女和左羅比山と男和左羅比山。「上さ並び山」説とアイヌ語説等あり。地理院地図 2025年12月4日ダウンロード



広島市街北東側にある呉婆々宇山。かつての国司の「御山莊」にちなんだ諸説あり。明治期の20万分1には「五社宗山」の表記も。地理院地図 2025年12月4日ダウンロード

田村の境界に位置する女和佐羅比山(746 m)と男和佐羅比山(813 m)である。両者は約1 kmしか離れていないが、その間を通るのが「野田塩ベコの道」だ。かつて南部藩時代に沿岸部の野田で作られた塩が牛(ベコ)の背に載せられて、いくつもの峠を越えてはるばる盛岡城下にたどり着いたという。

女・男の和佐羅比山であるが『角川日本地名大辞典』に紹介された説としては、アイヌ語で「大勢で浜降りする道のある所」だというが、なるほど塩を求めて皆で浜まで降りる場面はあっただろう。それでも浜までの道はざっと測っても12 kmほどあり、真偽のほどはわからない。『岩手の地名百科』(芳門申麓著・岩手日報社)を引いてみると、ワサラビ山は「上さ並び山」、つまり高所に並び立つ山の転訛だという。筑波山のようにピークが2つある山は男山・女山のようにしばしば命名される。「禍祓い山」が転訛した説も紹介されていた。

福島県の猪苗代湖の岸から北東へ7 kmほど行ったところには、天狗角力取山(1,360 m)がある。会津藩による官選地誌『新編会津風土記』には、この山を「(小田)村の卯辰[ほぼ東南東=引用者注]の方二里計」にあり。高山にて登る者稀なり何者の所為にか、はるか山奥に伐木の音聞ゆることあり、村民天狗の所為なりと云」とあり、山奥で聞こえる何らかの異音を天狗の相撲になぞらえたようだ。ちなみにまったく同名の天狗角力取山(1,376 m)が山形県西川町の朝日連峰の山中にある。

以前に和歌山市の地図を見ていて驚いたのが、章魚頭姿山(136 m)。景勝地として知られる新和歌浦の背後にある山で、周囲から突出した形状がタコの頭に似ているからという。紀州藩の地誌である『紀伊続風土記』には

「蛸頭子」の表記になっているが、高津子山という表記もある。まったく別のルーツが高津子山の表記となり、たまたまタコ頭を連想させる頂上の姿から洒落者が「章魚頭姿(蛸頭子)山」と表記した可能性もありそうだ。眺望の良さから、かつてはロープウェイや回転式展望台も設けられていたが今はない。

広島の呉婆々宇山(682 m)も珍しい。広島駅の北東約7 km、広島市東区と安芸区の境界に位置する山だが、広島藩が編集した『芸藩通志』にも由来不詳としている一方で、古い記録には「御山莊山」とあることから、かつて国司の山莊がここにあった可能性に言及している。山莊にしても当て字が興味深い。呉の字は「やかましい」「大きい」などの多様な意味、それに古代中国の国名などさまざままで、婆の字は「舞う」を意味する。おとぎ話を普及させた功績で知られる巖谷小波は、婆々と書いて「ふわふわ」と読ませたそうだ。なるほど字面はどこかエキゾチックである。

富山県の砺波平野を見下ろす南側にあるのは都久波禰山(767 m)。「つくばね」という実のなる木が多いことが由来とされるそうだ。いかにも万葉仮名であるが、国土地理院の地形図では「つくばね山」と平仮名表記になっている。そこから北西へ22 km、源平合戦で知られる富山・石川県境の俱利伽羅山も典型的だ。その由来は、俱利迦羅竜王(不動尊)を本尊とする俱利迦羅堂にちなんだという。地名表記は俱梨伽羅・俱利迦羅・俱梨迦羅・俱理伽羅・九龍伽羅などさまざまに書かれてきたが、いずれにせよ「羅」の字は外国語の当て字に用いられることが多く、羅刹、波羅蜜など仏教用語に頻出するがゆえに、宗教的あるいは高尚な感覚を伴うのかもしれない。ヤンキーたちが使う「夜露死苦」もその感覚の延長だろうか。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしげ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

国民年金基金

—先輩からのメッセージ—

「お得に老後に備えて、安心して業務に励みましょう！」

香川会 大久保 秀朋

私は昭和46年生まれの、現在は54歳です。

平成8年11月に25歳で登録開業しましたので、土地家屋調査士歴は30年目です。このコラムに登場するのは7年ぶりの2回目です。当時は香川会長になりました。その後、いろいろ縁がありまして、現在、全国国民年金基金の土地家屋調査士支部選出の代議員を引き受けました。そのような縁もあって、今回2回目の登場となりました。

私が初めに国民年金基金に加入したのは、30歳ぎりぎりのタイミングでした。その後、少し増口をしました。

初めに加入したきっかけは、当時は土地家屋調査士国民年金基金の募集を保険会社に委託していたようで、その保険会社からの電話での勧誘がきっかけでした。まだまだ年金についての興味とか老後の不安などを感じる時期ではなかったのですが、結構頻繁に勧誘の連絡があったので資料をじっくり見ることにして、「この金額なら加入しても損はないし、負担も少ないのでいいかな。」と感じ、加入了。そんな曖昧としたきっかけですが、今となってはあの時衝動的に加入しておいてよかったと思っています。

増口を検討した際に、掛金の一覧表を見たのですが、加入当時の条件の欄を見るとずいぶんと掛金が上がっていました。物価の上昇や景気の動向で変化があるのは当然なのでしょうが、それにしてもびっくりするくらいの金額の差でした。今加入しようとする方に私の掛金をお知らせすると、多分羨ましがられると思いますが、加入時の掛金はそのまま払い込み時期が終了するまで変わりませんので、ご了承ください。

代議員を引き受ける前に、日本土地家屋調査士会連合会の財務部長を務めさせていただいておりました。それまではほとんど加入していることもあまり意識していませんでしたが、年金基金の関係は財務部の所管ですので、その当時から年金基金については詳しく内容をお聞きする機会をいただき、また加入の推奨の方策なども年金基金の担当の方と共に検討

させていただいておりました。

また、今回、代議員となつてからも更に詳しい内容を知る機会ができ、改めて年金基金の安定性と税制優遇については理解が深まったところです。

このコラムに投稿している皆様が書かれているように、一番のメリットは掛け金の全額所得控除だと思います。

課税所得400万程度で年間掛け金が50万円だとすると所得税・住民税などが約15万円(所得税約20%、住民税約10%程度)節税になります。つまり、実質35万円で50万円分の保証を受ける権利を得られることになります。

課税所得が300万円程度でも、約10万円(約20%程度)の節税になります。納税の際に計算され控除していますので、なかなか実感できないかもしれません、これだけの金額が毎年節税されるというのはとても大きなメリットだと思います。また、15年保証型に入つていれば、万が一自分が受給できなくなったとしても、家族に一時金が支払われる所以、その点も安心かと思います。

給与所得者であれば厚生年金に加入して、給与から天引きがあるので、自分の選択の余地がありませんが、我々自営業者は国民年金のみなので、厚生年金との差額分は自分で検討して補てんしておく必要があります。若い人ほど「年金」というキーワードには将来的な運用に不安を惹起させるかもしれません、国民年金基金は国民年金とは全く別の団体が運用していますので、ちゃんと理解をすれば安心できます。

「国民年金基金」という名称ですが、年金を上乗せするための効率のいい、税制も優遇された、利回りのいい貯金ととらえていただければと思います。今後、掛け金の上限も引き上げられるとも聞いています。

最後に、若い人ほど、なるべく早めに、まずは一口目だけでも衝動的に加入しておくことを強くお勧めしたいと思います。



国民年金基金 のご案内

—不確実な将来に、今、備える—

国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の
「公的な年金制度」です。

国民年金基金のおすすめポイント～税優遇を活かして老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛 金** 掛金は全額社会保険料控除の対象となり所得税、住民税が軽減されます。
(掛金上限額(816,000円／年)まで控除対象)
- 年 金** 受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が非課税となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「終身年金」が基本です。

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

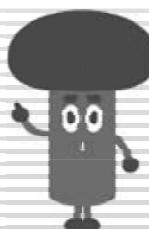
国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

※基金掛金は年金額が同じなら年齢が若いほど低く設定され、加入後も変わりませんので、
お早めのご加入がお得となります！

キャンペーン実施中！

1~3月ご加入の方に
クオカード1,000円進呈！



お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます！



大規模災害対策基金状況

令和7年11月15日現在

ご協力いただきありがとうございます。

本年度は令和7年11月15日現在、28会より寄附金をいただいております。
引き続き寄附金の募集を行っておりますのでご協力をお願いいたします。

収支状況

各会からの寄附金計	¥ 365,070,413
一般会計繰入金計	¥ 60,300,000
他の寄附金等収入計	¥ 11,245,506
義援金等給付計	¥ -244,905,000
他の支出	¥ -4,986,762
収支	¥ 186,724,157

各会からの寄附金合計

(平成9年度から令和7年度まで)

調査士会名	寄附金額
東京	¥ 33,126,086
神奈川	¥ 19,608,000
埼玉	¥ 23,194,820
千葉	¥ 13,648,029
茨城	¥ 8,901,500
栃木	¥ 4,242,386
群馬	¥ 6,667,000
静岡	¥ 11,297,449
山梨	¥ 2,352,370
長野	¥ 8,523,500
新潟	¥ 9,716,900
大阪	¥ 24,612,000
京都	¥ 6,577,607
兵庫	¥ 26,423,812
奈良	¥ 4,213,064
滋賀	¥ 4,813,632
和歌山	¥ 3,578,538

調査士会名	寄附金額
愛知	¥ 12,017,295
三重	¥ 6,890,281
岐阜	¥ 3,339,323
福井	¥ 2,582,249
石川	¥ 4,374,665
富山	¥ 3,103,000
広島	¥ 4,285,937
山口	¥ 3,049,000
岡山	¥ 3,144,163
鳥取	¥ 2,158,339
島根	¥ 1,946,394
福岡	¥ 10,746,000
佐賀	¥ 3,075,095
長崎	¥ 5,800,004
大分	¥ 5,035,000
熊本	¥ 5,386,000
鹿児島	¥ 6,724,662

調査士会名	寄附金額
宮崎	¥ 5,029,000
沖縄	¥ 5,161,000
宮城	¥ 6,407,749
福島	¥ 7,091,051
山形	¥ 2,152,236
岩手	¥ 7,959,399
秋田	¥ 1,672,578
青森	¥ 3,012,300
札幌	¥ 8,336,866
函館	¥ 1,656,000
旭川	¥ 1,717,000
釧路	¥ 2,475,000
香川	¥ 4,780,000
徳島	¥ 3,520,134
高知	¥ 3,064,000
愛媛	¥ 5,882,000
合計	¥ 365,070,413

義援金等給付一覧

(平成10年度から令和7年度まで)

支払日	所属会	対象	事象	合計
		平成10年度～平成26年度		¥ 142,755,000
H27. 9.18	茨城	茨城会	関東・東北豪雨運営費	¥ 1,000,000
H27. 9.18	栃木	栃木会	関東・東北豪雨運営費	¥ 150,000
H27.12.15	埼玉	会員 3名	関東・東北豪雨	¥ 600,000
H28. 1.29	茨城	会員 7名	関東・東北豪雨	¥ 2,100,000
H28. 2.29	茨城	会員 1名	関東・東北豪雨	¥ 200,000
H28. 4.18	熊本	熊本会	熊本地震運営費	¥ 1,000,000
H28. 4.25	大分	大分会	熊本地震運営費	¥ 1,000,000
H28. 9.21	熊本	会員 15名	熊本地震	¥ 9,500,000
H28.12.15	熊本	会員 29名	熊本地震	¥ 10,200,000
H28.12.15	大分	会員 3名	熊本地震	¥ 600,000
H28.12.15	岩手	会員 2名	台風第10号	¥ 600,000
H28.12.15	札幌	会員 1名	台風第10号	¥ 500,000
H29. 2.23	熊本	会員 2名	熊本地震	¥ 500,000
H29. 2.23	鳥取	会員 1名	鳥取県中部地震	¥ 200,000

令和7年11月15日現在

支払日	所属会	対象	事象	合計
H29. 4.26	熊本	会員 2名	熊本地震	¥ 400,000
H29. 9. 4	福岡	会員 1名	九州北部豪雨	¥ 100,000
H29.10.31	福岡	会員 1名	九州北部豪雨	¥ 100,000
H30. 1.10	山口	会員 1名	台風第18号	¥ 100,000
H30. 1.10	大分	会員 2名	台風第18号	¥ 400,000
H30. 1.10	香川	会員 1名	台風第18号	¥ 200,000
H30. 1.10	奈良	会員 1名	台風第21号	¥ 100,000
H30. 1.10	岐阜	会員 1名	台風第21号	¥ 200,000
H30. 2.28	和歌山	会員 4名	台風第21号	¥ 700,000
H30. 6.29	大阪	大阪会	大阪府北部を震源とする地震運営費	¥ 1,000,000
H30. 7.31	広島	広島会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 7.31	愛媛	愛媛会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 8. 1	岡山	岡山会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000

支払日	所属会	対象	事象	合計
H30. 9.18	山口	会員 2名	平成30年7月豪雨￥	600,000
H30. 9.18	京都	会員 1名	大阪府北部を震源とする地震￥	200,000
H30. 9.19	札幌	札幌会	北海道胆振東部地震運営費￥	1,000,000
H31. 1.31	大阪	会員 17名	大阪府北部を震源とする地震￥	3,300,000
H31. 1.31	大阪	会員 3名	台風第21号￥	450,000
H31. 1.31	和歌山	会員 4名	台風第21号￥	800,000
H31. 1.31	愛知	会員 1名	平成30年7月豪雨￥	200,000
H31. 1.31	愛知	会員 3名	台風第21号￥	900,000
H31. 1.31	石川	会員 1名	台風第21号￥	200,000
H31. 1.31	岡山	会員 8名	平成30年7月豪雨￥	1,850,000
H31. 1.31	宮崎	会員 2名	台風第24号￥	300,000
H31. 1.31	札幌	会員 2名	北海道胆振東部地震￥	550,000
H31. 1.31	愛媛	会員 5名	平成30年7月豪雨￥	1,900,000
H31. 3. 1	大阪	会員 2名	大阪府北部を震源とする地震及び台風第21号￥	400,000
R 1. 9.27	広島	会員 10名	平成30年7月豪雨￥	2,500,000
R 1.10.11	千葉	千葉会	台風第15号運営費￥	2,000,000
R 1.12.23	神奈川	神奈川会	台風第19号運営費￥	1,000,000
R 2. 1.10	佐賀	会員 1名	令和元年8月大雨￥	200,000
R 2. 1.10	神奈川	会員 1名	台風第15号￥	200,000
R 2. 1.10	東京	会員 1名	台風第19号￥	500,000
R 2. 1.10	宮城	会員 2名	台風第19号￥	300,000
R 2. 1.29	神奈川	会員 2名	台風第15号￥	400,000
R 2. 1.29	埼玉	会員 1名	台風第19号￥	200,000
R 2. 1.29	栃木	会員 1名	台風第15号￥	500,000
R 2. 1.29	静岡	会員 1名	台風第19号￥	200,000
R 2. 1.29	宮城	会員 2名	台風第19号￥	200,000
R 2. 1.29	福島	会員 8名	台風第19号￥	5,500,000
R 2. 2.28	長野	会員 7名	台風第19号￥	2,100,000
R 2. 2.28	福島	会員 3名	台風第19号￥	1,100,000
R 2. 8. 3	千葉	会員 24名	令和元年台風第15号及び第19号￥	6,100,000
R 2. 9.30	福岡	会員 3名	令和2年7月3日からの大雨￥	1,200,000
R 2.10.12	熊本	熊本会	令和2年7月3日からの大雨運営費￥	1,000,000
R 2.12. 7	熊本	会員 4名	令和2年7月3日からの大雨￥	2,200,000
R 2.12. 7	福岡	会員 2名	台風第10号￥	400,000
R 3. 3.18	千葉	会員 1名	令和元年台風第15号￥	200,000
R 3. 6.30	宮城	会員 3名	福島県沖地震￥	750,000
R 3. 9.10	島根	会員 1名	令和3年7月1日からの大雨￥	200,000
R 3.10.29	東京	会員 1名	令和3年8月11日からの大雨￥	200,000

支払日	所属会	対象	事象	合計
R 3.12.15	千葉	会員 1名	台風第16号￥	200,000
R 4. 7. 6	宮城	会員 2名	福島県沖を震源とする地震￥	1,200,000
R 4.10.31	石川	会員 1名	令和4年8月3日の大雨￥	500,000
R 4.10.31	宮城	会員 1名	令和4年7月14日の大雨￥	100,000
R 4.12.27	静岡	会員 1名	令和4年台風第15号￥	200,000
R 5. 3.10	宮崎	会員 1名	令和4年台風第14号￥	500,000
R 5. 9.11	埼玉	会員 2名	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号￥	400,000
R 5. 9.11	和歌山	会員 1名	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号￥	500,000
R 5. 9.11	山口	会員 1名	令和5年6月29日からの大雨及び台風第2号￥	200,000
R 5. 9.11	福岡	会員 3名	令和5年7月7日からの大雨及び台風第2号￥	600,000
R 5.10. 2	秋田	会員 1名	令和5年7月7日からの大雨及び台風第2号￥	200,000
R 5.11. 8	千葉	会員 1名	令和5年台風第13号￥	200,000
R 6. 1.16	石川	石川会	令和6年能登半島地震運営費￥	2,000,000
R 6. 1.22	富山	富山会	令和6年能登半島地震運営費￥	1,000,000
R 6. 3.15	石川	会員 1名	令和6年能登半島地震￥	100,000
R 6. 4.30	富山	会員 6名	令和6年能登半島地震￥	1,050,000
R 6. 4.30	石川	会員 6名	令和6年能登半島地震￥	3,350,000
R 6. 5.15	石川	会員 4名	令和6年能登半島地震￥	1,700,000
R 6. 5.22	石川	会員 4名	令和6年能登半島地震￥	1,500,000
R 6. 6.10	石川	会員 2名	令和6年能登半島地震￥	2,500,000
R 6. 6.10	富山	会員 1名	令和6年能登半島地震￥	100,000
R 6. 6.25	石川	会員 4名	令和6年能登半島地震￥	800,000
R 6. 7.12	石川	会員 1名	令和6年能登半島地震￥	1,000,000
R 6. 7.19	石川	会員 1名	令和6年能登半島地震￥	600,000
R 6. 8.15	石川	会員 1名	令和6年能登半島地震￥	1,000,000
R 6. 8.20	石川	会員 1名	令和6年能登半島地震￥	200,000
R 6. 9. 6	新潟	会員 1名	令和6年能登半島地震￥	100,000
R 6. 9. 6	山形	会員 2名	令和6年7月25日からの大雨￥	600,000
R 6. 9.20	埼玉	会員 1名	令和6年7月24日からの大雨￥	200,000
R 6.10.18	埼玉	会員 1名	令和6年8月29日台風10号の接近に伴う大雨￥	200,000
R 6.11. 1	石川	石川会	低気圧と前線による大雨に伴う運営費￥	2,000,000
R 6.11.26	石川	会員 1名	低気圧と前線による大雨￥	400,000
R 6.12.16	石川	会員 1名	令和6年能登半島地震￥	100,000
R 7.11.10	東京	会員 3名	令和7年9月11日の大雨￥	600,000

支出計 ￥244,905,000

義援金等給付合計(平成10年度から令和7年度まで)

￥244,905,000



研修管理システム 「manaable(マナブル)」の利用登録



日本土地家屋調査士会連合会では、令和6年10月22日から研修管理システム「manaable (マナブル)」を導入しています。研修受講申込・受講管理・eラーニング視聴等に必要となりますので利用登録をお願いします。

manaable の利用登録は、下記の URL (当連合会ウェブサイト)へ移動していただき、manaable のアイコンから登録できます。

<https://www.chosashi.or.jp/activities/training/>

また、次ページの二次元バーコードからも登録可能です。

The screenshot shows the homepage of the Japan Federation of Land and House Investigators Associations. The main navigation menu includes 'Training' (研修). A sub-menu under 'Training' is highlighted with a red box and a pink arrow pointing to it. This sub-menu contains links for the 'Training Management System (manaable)' and 'Specialized Professional Continual Learning (CPD)履歴検索'. The 'Training Management System (manaable)' link leads to a page where users can log in or register. The 'CPD履歴検索' link leads to a page showing a list of CPD records.

こちらのアイコンをクリックし、
新規登録から利用登録してください。



3つのステップだけで登録完了！

ステップ①

会員の方は、ご自身のメールアドレスと、ご自身の所属会の選択と、登録番号をご入力いただき、会員情報と合致したら会員としてログインすることができます。
会員以外の方は、ご自身のメールアドレスのみでログインが可能です。

- ⚠ 同じメールアドレスでの登録はできません。
- ⚠ 携帯キャリアメール(docomo / softbank / ezwebなど)での登録はセキュリティ設定によりメールが届かない可能性がありますのでご注意ください。



会員の方

maaable
登録用メールアドレス
照合情報
所属会
登録番号
送信



会員以外の方

maaable
登録用メールアドレス
送信

ステップ②



日本土地家屋調査士会連合会 <no-reply@maaable.com>
To info@senda.jp

「本登録手続き」のご依頼をいただき、ありがとうございます。

下記のリンクから本登録手続きをお願いします。

https://ichosashi.maaable.com/signup/form?type=ORG&token=96b321fd48e42d5e801b9f3d820d321a&email=info%2Bsenda%40maaable.com&member_id=46f3405fb71c-49e9-b05c-4915496677b3

※リンクの期限が切れている場合は再度本登録手続きをお願いします。

※本メールにお心あたりがない場合は、お手数ですが本メールを破棄してください。情報は登録されませんのでご安心ください。

※本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

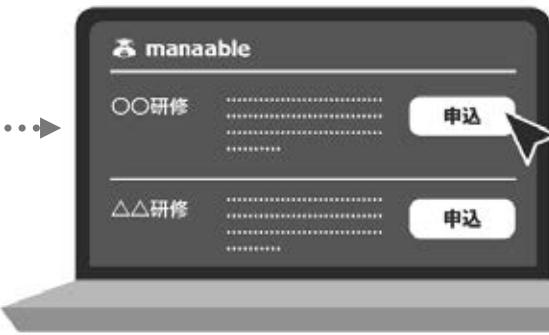
日本土地家屋調査士会連合会

ステップ③

本登録画面で登録するだけで完了！

maaable
お名前
姓 名
生年月日
所属会
所屬会

本登録画面で補足の情報やパスワードを入力するだけで、
登録が完了して、研修に申込みができるようになります。
その後は同じご自身のお名前等を入力する必要がありません。



■ 第3回研修会開催報告

令和7年12月1日、山口地方法務局長の田中博幸様にご講演いただけるということで、山口県土地家屋調査士会会議室をお借りし、web配信により第3回研修会を開催した。

最初に、全公連業務担当伊藤副会長より、事業実績の分析報告があった。

全国の協会の実績表から、1 法務局関係(14条地図作成関係)、2 都道府県関係、3 市町村関係等に分類され、各協会の特色が報告された。そこでは、①市町村から受託した割合が70%以上を占める協会は9協会あり、安定した運営と契約がキープされていること、②法務局関係(14条地図作成)が50%以上ある協会も5協会あり、14条地図作成業務の受託を主としているため、もっと市町村の業務推進を図るべきであるということ、③全国事業実績の合計は、平成13年をピークとし平成23年からは横ばいの状況にあるため、新しい業務の開拓をする必要性があることなど、事業実績の分析から様々な提案がなされた。

次に榎原会長より、「協会業務の啓発と推進について」と題して講演があった。

「土地家屋調査士白書」によれば、過去20年間で表示登記事件数は大幅に減少しており、土地家屋調査士の年収も年々減少していること、また法改正により不動産登記法も大きく改正されているが、し烈な価格競争にさらされていることなど実情の説明があった。

そのような中での事業者である公嘱協会の取り組



伊藤副会長



榎原会長

みとしては、公益法人としてのガバナンスの確立、そして官公署や社会から選択される組織、地元市町村に密着した核となる土地家屋調査士の育成、グループ協調による強固な組織づくりが大事である。そして、今後の公嘱協会業務としては、狭い道路の解消、官民境界確認補助業務、道路内民有地(未登記道路)の解消であるとの提案が、各地域の事例とともに講演された。

最後に、山口地方法務局長の田中博幸様から、「地図混乱地域の解消～地図混乱の解消に向けた基本的考え方の整理」と題してご講演をいただいた。

令和5年3月20日付けて法務省民事局民事第二課から登記官の地図混乱につい



田中講師

ての理解及び認識の均一化を図り、今後の統一的な処理に資するために基本的な考え方を整理し、執務の参考となる文書が発出され、今まで定義付けされていなかった「地図混乱地域」や同地域がどういったものか明確にされたことなどの紹介があった。また、次期地図作成の地域選定に向けた基本方針についてもお話があり、DID地区の中でも難易度の高い地図混乱地域において、優先的に登記所備付地図の整備を進めることができが適当であり、そういう地域があれば各担当登記官に話ををしてもらいたい旨の話があった。

講演の中では、以前行った地図混乱地域の解消事例など公団等の参考図を用いての具体事例の説明もあり、今後も土地家屋調査士に大いに期待するなど、田中様が地図作成に情熱を持っていらっしゃること、局所混乱型の14条地図作成による地図混乱地域の解消に期待していることを感じました。田中博幸様、大変有意義なご講演ありがとうございました。

(研修担当副会長 花本政秋)



配信会場風景

■ 会議経過

- | | |
|--------|--|
| 11月9日 | 関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会通常総会
(新潟開催) |
| 11月13日 | 第3回研修担当打合会(web開催) |
| 11月17日 | 全調政連設置の第2回狭あいPT(愛知・一部web開催) |
| 11月19日 | 第2回業務担当打合会(web開催) |
| 12月1日 | 第3回研修会(山口県からweb配信) |
| 12月9日 | 日調連社会事業部との打合会(東京開催) |
| 12月12日 | 全調政連設置の第3回道路内民有地PT(東京開催) |
| 12月16日 | 第5回正副会長会議(web開催) |
- 令和8年
- | | |
|-------|-----------------|
| 1月14日 | 全調政連との打合会 |
| 1月14日 | 令和8年新年賀詞交歓会 |
| 1月15日 | 第6回正副会長会議(東京開催) |



ち ょ う さ し 俳 壇

第488回

自然体で送る余生や初詣
初場所や初めて受けける勝名乗り
相場師の顔に戻りて四日かな
本堂の屋根より高き大どんび

「秋惜しむ」は、秋の季語。過ぎ行く秋を
惜しむこと。詠嘆的な心がことば 자체にこ
もつていて、物寂しさを感じさせる。「遺
言書」は、亡くなつた方が生前に財産の分
け方や感謝の気持ちなどを記すもの。「自
筆証書遺言」と「公正証書遺言」とがある。
この句の眼目は、中七の「重たき想い」であ
る。即ち遺言した方にとっても、遺言を受
け取つた方にも大変な重たさの書物であ
る。上五の「遺言書」に対して季語の下五の
「秋惜しむ」がよく効いた佳句である。

当季雑詠 深谷 健吾 選

茨城 島田 操

名も知らぬ鳥も突つくや木守柿
存へて更に期すもの冬紅葉
借り本に昭和の匂ひ冬日和
暮れ際の日に映えている鳴紅葉

何時までの命か芒風は穂に
誰れ彼と逢ひたき人や秋北斗
あの世には待つ人ばかり深む秋
寒昂見上げひとりの露天風呂

茨城 中原ひそむ
兵庫 小林 昌三
山口 久保真珠美

遺言書の重たき想ひ秋惜しむ
ミス重ね杖つき見上ぐ月は冴ゆ

お隣も空家となるや師走来る
木漏れ日の小径を行けり木の葉雨
けびいし 鹿児島 田代 悅哉
檢非違使だ冬の屋島で名乗り上げ
冬の波扇の的を射て落とす

「冬日和」は、冬の季語「冬晴」の傍題。小
春というと冬の始めのころだが、冬日和は
それから後の日和をさす。とかく冬は晴れ
た日が少なく、晴れても強い季節風が吹く
ので寒い。北国はその寒さが殊に甚だし
く、まれに好晴に恵まれると人の心が浮き
立つ。提句は、親友から借りて来た本であ
ろう。昭和の良き時代の匂いをその借り本
から感じる懐旧の念を季語の「冬日和」を用
いて詠んだ佳句である。

中原ひそむ

寒昂見上げひとりの露天風呂

「寒昂」は、冬の季語「冬の星」の傍題。冬
の澄み切つた夜空に輝く牡牛座のプレアデ
ス星団のこと。「すばる」とは、元々星が集
まることを意味する日本語のこと。「寒」が
加わることで、寒空の下で美しく輝く様子
が強調される。提句は夜空に輝く「寒昂」を
独り占めして見上げているとは、なんとも
幸せなことか。「寒昂」と「人の露天風呂」
との取り合せにより、明暗の対比が妙であ
る佳句である。

田代 悅哉

檢非違使だ冬の屋島で名乗り上げ

「秋惜しむ」は、秋の季語。過ぎ行く秋を
惜しむこと。詠嘆的な心がことば 자체にこ
もつていて、物寂しさを感じさせる。「遺
言書」は、亡くなつた方が生前に財産の分
け方や感謝の気持ちなどを記すもの。「自
筆証書遺言」と「公正証書遺言」とがある。
この句の眼目は、中七の「重たき想い」であ
る。即ち遺言した方にとっても、遺言を受
け取つた方にも大変な重たさの書物であ
る。上五の「遺言書」に対して季語の下五の
「秋惜しむ」がよく効いた佳句である。

お隣も空家となるや師走来る

久保真珠美

「師走」は、冬の季語。旧暦十二月の異
称。新暦の十二月の名称としても通用して
いる。僧・師が馳せ走る月だからなど、語
源には諸説がある。現世は少子、高齢化の
時代。それ故に都会より地方の方が空家の
増加となる度合が大きいと思われる。作者
のお隣の方も年末には空家になつてしまふ
とのこと。時代の波とは言え残念なことで
あるが、やむ得ないことでしょう。身近な
ことを材に、平明な言葉を用いて詠込んだ
時事俳句の佳句である。

小林 昌三

遺言書の重たき想ひ秋惜しむ

「秋惜しむ」は、秋の季語。過ぎ行く秋を
惜しむこと。詠嘆的な心がことば 자체にこ
もつていて、物寂しさを感じさせる。「遺
言書」は、亡くなつた方が生前に財産の分
け方や感謝の気持ちなどを記すもの。「自
筆証書遺言」と「公正証書遺言」とがある。
この句の眼目は、中七の「重たき想い」であ
る。即ち遺言した方にとっても、遺言を受
け取つた方にも大変な重たさの書物であ
る。上五の「遺言書」に対して季語の下五の
「秋惜しむ」がよく効いた佳句である。

編集後記

謹賀新年、会員の皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。平素は、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営に格別のご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

年頭の会報を無事皆様にお届けできること、広報部一同喜んでおります。1月号では、岡田会長からの挨拶に加え、法務省民事局長の松井信憲様から新年を迎えた御挨拶を頂いております。また、「日本の空に新たな道しるべ」として準天頂衛星「みちびき」5号機についての記事も掲載いたしました。ただ、この編集後記を書き始めた日(12月22日)にH3ロケット8号機の打ち上げ失敗というショッキングなニュースが入ってきました。計画自体の遅れはあるかもしれません、必ずすべての「みちびき」が測量の未来を導いてくれると信じております。「12人の若手土地家屋調査士」も第4回を迎えるました。若

い力で土地家屋調査士の「未来」を切り拓くヒントになればと思います。

今後も、土地家屋調査士を取り巻く環境変化、特にAIやDXの推進など、新しい技術や知識の習得を促す記事を積極的に掲載してまいります。

広報部では、会報誌と連動したSNSの企画も行っています。読者の皆様には、連合会のSNSもチェック頂けたら幸いです。未来を見据え、私たち個々人が専門分野の知識と技術の向上を図り、会員相互の連携を深めていくことが、業界全体の発展につながります。皆様の業務を力強くサポートできるよう、引き続き尽力してまいります。

寒さ厳しき折、皆様どうぞご健勝にてお過ごしください。本年も「土地家屋調査士」を、何とぞよろしくお願い申し上げます。

副会長 大竹 正晃(神奈川会)

土地家屋調査士

毎月1回 15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[◎]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話 : 03-3292-0050 FAX : 03-3292-0059

URL : <https://www.chosashi.or.jp> E-mail : rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社